

令和7年6月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和7年6月23日(月) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(13名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(10名)

山田(隆)委員 早川委員 田浦委員 新里委員 久富委員 里村委員 平委員 亘委員
大江委員 前田委員

欠席者：

山田(定)委員

3. 議事日程

- (1) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第14号 農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用集積等推進計画(案)に対する意見について
- (3) 議案第15号 農地のあっ旋申出の受理及びあっ旋委員の選任について

4. 報告

- (1) 営農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告について
- (2) 合意解約に関する報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) 田畑売買価格等に関する調査について
- (2) 公務災害補償制度の加入手続について
- (3) 次期総会について

日 時：7月23日(水) 午前9時～

場 所：和泊町議会議場(役場2階)

議案締切り：7月15日(火)

現地確認：7月16日(水) 午後1時30分～

議案発送：7月17日(木)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ

事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

皆さんおはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。
本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和7年6月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。先月からの会務の報告をします。5月27日に、奄美群島
農政推進協議会それと、局長会長会に参加してきました。ずっと続いているのですが、
優秀農業委員ということで今回も和泊町から2名決まりましたので報告しておきます。以
上です。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとな
っておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、皆吉委員と村山委員、私でした
いと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第13号農地法第3条の規定による許可について、農
地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明を
お願いします。

○先田局長

申請番号1番、有償による所有権の移転。畑の所在地が手々知名中城〇〇。畑。農振農
用地です。面積1,118㎡。渡し人が知名町在住の〇〇氏。受け人が手々知名字の〇〇氏。
新規就農者で個人間の売買です。調査委員は早川委員です。

申請番号2番、有償による所有権の移転です。畑の所在地が喜美留池の当〇〇。畑。農
振農用地です。他6筆。合計7筆。総面積12,270㎡。渡し人が神奈川県在住の〇〇氏。
受け人が、喜美留字の〇〇氏。個人間の売買です。調査員が大里委員です。

申請番号3番、有償による所有権の移転。畑の所在地が大城字大久保〇〇。畑。農振農
用地です。面積が1,677㎡。1筆です。渡し人が神奈川県在住の〇〇氏、受け人が、大城
字の〇〇氏。個人間の売買です。調査員が山田(兼)委員です。以上3件の申請は、農地法
第3条、第2項各号に該当しないと思われるため許可要件をすべて満たしていると思われ
ます。審議をお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番からいききたいと思います。加納委員をお願いします。

○加納委員

説明させていただきます。この畑は以前から渡し人のお母さんの時から自分が借りてい
る畑で、去年みなし解消のために契約しようと思っていたら、農業委員会のあっせんが出
されました。1,118㎡のうちの約100㎡以上は、奥の方に囲われた雑木が大きく育ってい
て、耕作できるような状態ではなかった。それと、10a当たり〇〇円、大体妥当だと思い、
早川委員と相談しました。よろしくをお願いします。

○野村会長

質問は最後に受けたと思います。申請番号2番。大里委員お願いします。

○大里委員

喜美留の全部で、1,227 m²の畑はほとんど、受け人の〇〇氏が賃貸借で耕作していたところ、渡し人の旦那さんが亡くなりまして、家も畑も全部もう手放したいと言う事で受け人の〇〇氏の方で買い取ることになりました。価格なのですけども、今までずっと使用していた全部総面積で買うことになりました。少し低い金額ですけども、別に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

○野村会長

申請番号3番、山田(兼)委員お願いします。

○山田(兼)委員

この土地はもともと受け人の〇〇氏が耕作していた畑ですから、そのまま相談の上、買ったと思います。金額も妥当だと思いますので、よろしくお願いします。

○野村会長

判断は我々があっせんして動いているだけではありません。その買い取った人が農業できる状態なのか、農業しているのか。そこだけの判断があれば、我々は許可してもいいと思いますので、その判断に重きを置けばいいと思います。次からは我々があっせんをしていけばね。農業しているのかということの判断をしていきたいと思います。今この3件は、農業していることですので、許可をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可したいと思います。

議案の第14号。農地中間管理推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用集積推進計画に対する意見について、農用地利用集積推進計画案について意見を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

それでは審議に入る前に1件、追加議案がありますので、先にお知らせしておきます。机上配付しているものです。こちら公社を通しての売買になりまして、所有権移転の部分が追加で入ってくる形になります。こちら最後の方に読み上げさせていただきます。それでは総会資料に沿って進めていきます。4ページ目をご覧ください。

申請番号1番、内城雨降屋〇〇。畑。1,589 m²。相対契約から公社への使用貸借契約です。内城字の〇〇氏から後蘭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号2番、内城直城〇〇。畑。1,196 m²。他2筆。合計3筆で2,609 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。内城字の〇〇氏から内城字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号3番、古里兼久田〇〇。畑。1,260 m²。他3筆。合計4筆。4,139 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。鹿児島県鹿児島市在住の〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号4番、古里潮満〇〇。畑。3,483 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。

古里字の〇〇氏所有農地ですが、亡くなられて相続未登記のため、息子の〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇との契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号5番，国頭比嘉〇〇。畑。660 m²。新規の賃貸借契約です。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号6番，出花曲窪〇〇。畑。1,241 m²。他1筆。合計2筆で3,401 m²。新規の賃貸借契約です。知名町在住の〇〇氏所有農地ですが、亡くなられて相続未登記のため、配偶者の〇〇氏から出花字の〇〇氏との契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号7番，皆川櫃口〇〇。現況地目が山林原野。85 m²。他4筆。合計5筆で5,422 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。皆川櫃口〇〇85 m²と皆川田皆窪〇〇696 m²は新規契約。和泊字の〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇との契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号8番，出花平俣〇〇。畑。480 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。鹿児島県鹿児島市在住の〇〇から出花字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日の6年間です。

申請番号9番，皆川長当〇〇。畑。301 m²。相対契約から公社での使用貸借契約です。喜美留字の〇〇氏から皆川字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号10番，和泊城当〇〇。畑。1,776 m²。新規の賃貸借契約です。和泊字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間となります。

申請番号11番，永嶺白間屋敷〇〇。畑。91 m²。他2筆。合計3筆で693 m²。更新の賃貸借契約です。永嶺字の〇〇氏から永嶺字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号12番，喜美留筒岩〇〇。畑。1,997 m²。他6筆。計7筆で9,474 m²。新規の賃貸借契約です。高知県香南市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。令和7年9月1日から、令和17年8月31日の10年間の契約です。

申請番号13番，国頭伊原〇〇。畑。1,478 m²。他1筆。合計2筆で2,115 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。国頭伊原〇〇は国頭字の〇〇氏の所有農地ですが、亡くなられて相続未登記のため息子さんの〇〇氏から国頭字の株式会社〇〇への契約。国頭伊西〇〇は、〇〇氏本人の所有農地で、兵庫県神戸市在住の〇〇氏から国頭字の株式会社〇〇への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号14番，皆川窪田〇〇。畑。773 m²，他1筆，合計2筆で1,166 m²。相対契約から公社での使用貸借契約です。兵庫県尼崎市在住の〇〇氏の所有農地ですが、亡くなられて相続未登記のため、息子さんの〇〇氏から皆川字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号15番，皆川窪田〇〇。畑。436 m²。他3筆。合計4筆で6,986 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。大阪府東大阪市在住の〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約となります。

申請番号16番，皆川朝知野〇〇。畑。653 m²。他3筆。合計4筆で4,503 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。古里字の〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇との契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号17番，皆川穴張〇〇。畑。519 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。古里字の〇〇氏の所有農地ですが、亡くなられて相続未登記のため息子さんの〇〇氏から皆川字の株式会社〇〇との契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間です。

申請番号18番，手々知名穴張〇〇。畑。2,200 m²。更新の賃貸借契約です。手々知名字

の〇〇氏から手々知名字の〇〇氏への契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号19番，皆川前原〇〇。畑。1,151 m²。新規の賃貸借契約です。皆川字の〇〇氏の所有農地ですが，亡くなられて相続未登記のため，娘さんの〇〇氏から古里字の〇〇氏との契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号20番，皆川田皆窪〇〇。畑。3,845 m²。相対契約から公社での使用貸借契約です。皆川字の〇〇氏の所有農地ですが，亡くなられて相続未登記のため，娘さんの〇〇氏から皆川字の〇〇氏の契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号21番，大城長堂〇〇。畑。998 m²。他1筆。合計2筆で2,575 m²。新規の賃貸借契約です。沖縄県南城市在住の〇〇氏から大城字の〇〇氏の契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号22番，大城前田〇〇。畑。1,447 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。兵庫県尼崎市在住の〇〇氏から大城字の〇〇氏の契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号23番，玉城朝間〇〇。畑。1,786 m²。相対契約から公社での賃貸借契約です。内城字の〇〇氏から大城字の〇〇氏の契約。令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号24番，内城山田〇〇。畑。1,163 m²。他1筆。合計2筆で4,553 m²。相対契約から公社への賃貸借契約です。国頭字の〇〇氏から大城字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間の契約です。

申請番号25番，国頭東川〇〇。畑。4,042 m²。新規の賃貸借契約です。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和7年9月1日から令和17年8月31日の10年間の契約です。以上賃貸借設定の件です。

続いて追加議案の所有権移転の件。

申請番号1番，大城大床〇〇。畑。1,134 m²。他1筆。合計2筆で2,254 m²。渡し人が沖縄県南城市在住の〇〇氏から公社への売り渡しです。売り渡しの金額が2筆で，〇〇円です。公社の買い入れ予定は令和7年9月1日。以上です。

農地中間管理の推進に関する法律第18条及び第19条第3項の規定により，意見聴取が必要とされています。審議のほどよろしくお願いいたします。

○野村会長

はい。それでは最初に戻ってください。申請番号5番。農業委員があっせんしての契約か，それぞれ個人で話し合いがついていたのか，説明をお願いします。

○東委員

申請番号5番，の国頭比嘉の畑ですが，受け人の〇〇氏と渡し人の〇〇氏の間で話が一応決まっていたと思います。受け人の〇〇氏は，胡麻の栽培をしているので，畑かんのある畑を探していたのですけれども，なかなかなくて，それで前回，畑を受け人の〇〇氏が渡し人の〇〇氏に貸す契約の時に，渡し人のところに小さくてちょっと使い勝手の悪い畑があるので，そこを貸すということで話が決まったようです。以上です。

○野村会長

議事参与の制限に該当すると思われますので，川畑委員退席して下さい。申請番号6番。松田委員をお願いします。

(川畑委員 退席)

○松田委員

この畑は2筆あるのですが、以前、6、7年ぐらい前に売りのあっせんが出ていたのですが、その時は買い手がつかず、そのままというか、取り下げたと思います。渡し人〇〇氏が知名町から耕作に来るのは大変ということで、今回、受け人の〇〇氏が借りることになりました。お互い同士で話をつけたみたいです。以上です。

○野村会長

今回から、この件を先に採決をします。申請番号6番を許可してよろしいですか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可したいと思います。

(川畑委員 着席)

次、申請番号10番。加納委員、お願いします。

○加納委員

はい説明します。これはあっせんの方で成立した件です。この畑というのが和泊小学校から通学路として、この畑の横を通っていて、そういう擁壁が完成したもので、その畑1,776㎡のところ受け人の〇〇氏の牛舎のすぐ目の前なので、あっせんの方で契約していただきました。よろしくお願いします。

○野村会長

次、申請番号12番。今井委員、お願いします。

○今井委員

この件は4月ですかね。借りたいのあっせんの出ていたところですよ。金額を交渉して決まりました。以上です。

○野村会長

申請番号19番。皆吉委員、お願いします。

○皆吉委員

以前は別の方が借りていたのですが、皆川前原〇〇につきましては、受け人の〇〇氏と契約したいということで、受け人の〇〇氏から申し出がありまして、渡し人の〇〇氏も了承しました。受け人の〇〇氏は、じゃがいもを真面目に作っている方で問題ないと思います。以上です。

○野村会長

次、申請番号21番。山田(兼)委員、お願いします。

○山田(兼)委員

この土地は、渡し人が相続したばかりで、渡し人が所有する他農地を耕作している〇〇氏との新規の賃貸借契約となりますので、問題ないと思います。

○野村会長

議事参与の制限に該当すると思われるので、川畑委員退席して下さい。申請番号25

番。東委員，お願いします。

(今井委員 退席)

○東委員

この畑は，渡し人の〇〇氏の息子さんと受け人の〇〇氏のご主人が同級生ということで，渡し人の〇〇氏の方から，受け人の〇〇氏のご主人の方に畑を借りてもらえないかなという話があったようです。金額の方も妥当だと思いますので，よろしくお願いします。

○野村会長

はい。以上です。それでは申請番号 25 番について，ここで採決をします。質問ありますか。なければ採決をしたいと思います。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。

(今井委員 着席)

それではほかの件で質問がありましたら受けたいと思います。なければ，その他すべてを一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。

次，追加議案の所有権移転の分，これは公社が買い取るところですよ。これ許可をしていいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので，許可したいと思います。

次，議案の第 15 号農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について，農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので，別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任をお願いしますということです。説明をお願いします。

○三島主査

16 ページをご覧ください。借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番，土地の所在地が大城内城校区。面積が 10,000 m²。申し出者が，和泊町根折字の〇〇氏。希望価格は相場です。

続いて，売りたいのあっせん申し出についてです。

整理番号 1 番，玉城前当〇〇。畑。2,952 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 5,937 m²。申出者が東京都小笠原村在住の〇〇氏。希望価格は相場です。現在公社での契約があります。

整理番号 2 番，国頭芭蕉俣〇〇。畑。971 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 2,389 m²。申出者が国頭字の〇〇氏で，希望価格は相場です。国頭芭蕉俣〇〇は，令和 6 年 5 月にも売りのあっせんが提出されております。

整理番号 3 番，国頭伊西〇〇。畑。637 m²。申出者が神戸市在住の〇〇氏。希望価格は

相場です。現在公社での契約があります。

整理番号4番，皆川朝知野〇〇。畑。5,342 m²。他4筆。合計5筆で11,405 m²。申出者が古里字の〇〇氏。希望価格は相場です。現在相対契約があります。以上です。

○野村会長

それでは借りのあっせんからいきたいと思います。大城字と内城字ということで、あっせん委員を城中校区全員協力お願いします。あっせんの価格はですね。畑で違うと思いますので、畑が見つかった時に話し合いをさせてください。そういうことでいいですか。

(はいの声)

次にいきます。売りのあっせん。整理番号1番，あっせん委員は玉城の榮委員と大城の山田(兼)委員でお願いします。あっせん価格は玉城どうですか。

○榮委員

〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

次，整理番号2番，3番は，あっせん委員を国頭の3名，今井委員，東委員，新里委員でお願いしたいと思います。あっせん価格は今井委員どうですか。

○今井委員

整理番号2番の国頭芭蕉俣〇〇と国頭鶴ノ窪〇〇の〇〇氏からのあっせんですが，芭蕉俣の方は先月，隣の畑があっせんに出ていまして，価格が〇〇円から〇〇円であっせん価格を決定したので，そろえて〇〇円から〇〇円でしたいと思います。ちなみに令和6年の5月にあっせん出ていますが，その時は〇〇円から〇〇円が出ていました。前任者があっせんをかけたが，高くて売買は成立までいかなかったようです。次の鶴ノ窪の方も同じ〇〇円から〇〇円。整理番号3番の国頭伊西の方は海沿いにあり，面積も小さいので〇〇円から〇〇円であっせん価格をお願いしたいです。隣の畑と今のところ1筆になっていますが，入り口の方には境界線の棒がありましたので大丈夫かと思っています。

○野村会長

整理番号2番，〇〇円から〇〇円と〇〇円から〇〇円。整理番号3番，〇〇円から〇〇円ということですね。整理番号2番の令和6年5月のあっせんは生きていますか。

○三島主査

取り下げる必要はなく更新で大丈夫です。

○野村会長

整理番号4番，あっせん委員を皆川の皆吉委員と古里の里村委員にお願いしたいと思います。まず皆川の分から皆吉委員どれぐらいですか。

○皆吉委員

〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

全部ですか？

○皆吉委員

いや全部じゃないです。

○里村委員

皆川朝知野〇〇は基盤整備されていて、下の方の方が入口で使いやすさもあり、畑かんもあり、誰が借りてもいい畑の状態ですので、〇〇円をお願いします。皆川名畑〇〇は一応基盤整備したのですが隣の畑については所有者が反対だったのでいびつな形なっています。1,115 m²ありますが、使いにくいのと周りに木があり、出入り口も下り坂で大変なので〇〇円～〇〇円をお願いします。皆川名畑〇〇は443 m²で少し小さいですが、隣の畑ほぼくっついている状態に見えますが、畑かんもあり使いやすいので、〇〇円～〇〇円。古里名前〇〇は基盤整備済み、一応畑は綺麗です。大きい道路からの入り口で大体四角です。〇〇円～〇〇円をお願いします。古里与名増〇〇は大きな道からの入り口が1段下がる形ですが、基盤整備されていて結構いい畑ですので〇〇円～〇〇円をお願いします。

○野村会長

はい。皆吉委員よろしいですか。

○皆吉委員

はい。

○野村会長

それでは、各あっせん名簿があると思いますので、それを参考にあっせんをかけてください。何か質問がありますか。なければそういう条件で許可をしたいと思います。お願いします。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次にいきます。営農計画書の届出書による農地台帳作成に関する報告について。

○先田局長

はい。農地台帳の1件目〇〇氏。経営面積が3,500 m²。経営概要がソリダゴの生産です。
2件目〇〇氏。経営面積はゼロということで畜産をする計画で牛は今度のセリで購入予定。経営面積ゼロの理由として、草はすべて購入して経営するということでした。
3件目〇〇氏。経営面積が6,000 m²。経営概要が馬鈴薯、サトウキビを生産している方になります。農機具等は、今のところ親の農機具を借りて経営していくという計画です。
以上です。

○野村会長

はい。何か質問がなければ、報告で終わりたいと思います。いいですか。はい。
次は合意解約報告ですので、後で目を通してください。
事務局に質問。相続で登記されてる相続登記が農地台帳に反映されるのでどれぐらいですか？

○先山主査

農地台帳に反映されるのは、個人的に相続登記をされて、農業委員会の方に報告があれば、農業委員会の方で登記簿本を見ながら、農地台帳修正しますのですぐに反映されますが、他の報告がない分に関しては毎月、住民票と固定資産税の移動の分を毎月、税務課と町民支援課の方の入力されたのを吸い上げて、それを農地台帳に反映させております。た

まに何らかの理由で更新がかからないときかありますが，毎月更新はかけております。以上です。

○野村会長

来月か再来月にも反映されるということですね。

○先山主査

はい。されます。相続の登記は法務局の方にと，本人とか代表さんの方でされると思うのですけれども。その時に農業委員会に報告をしてくださいというふうに法務局とかで言われると思うのですけどそれを全員が全員しているというわけではないので，報告があった件にはこういう形で皆さんに紹介しています。ですので，なるべく報告してくださいということで，周知はしていきたいと思います。

○野村会長

はい。以上です。全体に何か質問ありますか。

○三島主査

事務局からお知らせと協力をお願いします。今年度内城字の地域集積協力金の取り組みを行っているところです。今回は村山委員の方で，所有者に事前の説明同意をほぼもらっているということから，契約書と同意書を同時にもらう方法で進めているところになります。所有者については，内城字以外の地域にもいらっしゃいますので，他の地域の委員さんにも，契約書とあわせて同意書までお願いすることになります。契約書と一緒に事業についてのお知らせと説明資料，同意書を添付してお渡しいたしますので，事業に対しての不明な点等がございましたら，村山委員や内城字区長，事務局三島まで問い合わせいただくように案内をお願いします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○野村会長

はい。村山委員。

○村山委員

内城字が今年度，地域集積事業に取り組むことになりましたけど，皆様方にはご足労等をお掛けいたしますけども，協力のほどをよろしくお願いいたします。

○野村会長

それではその他ですね，田畑の売買価格等に関する調査についてということで，説明をお願いします。

○先山主査

本日配った分です。よろしいでしょうか。説明いたします。田畑売買価格に関する調査を皆さんに毎年協力いただいて調査しています。今年も全国農業会議所及び都道府県の農業会議の方から依頼が来ております。調査の目的ですが，本調査は全国の田畑売買価格などの動向を把握し，農業政策の立案推進の基礎資料となることを目的とします。調査の方法といたしまして，全国農業会議所が調査票を作成し，都道府県農業会議の支援のもと，市町村の農業委員会が調査を実行する。価格の取り方ですが，昨年度までの和泊町内すべての価格調査表を載せております。上畑，中畑，下畑の３段階で調査し，耕作目的と売買価格は，実際の取引された価格を記入するのではなく，売り手，買い手の双方が妥当と見て，取引する価格で記入してください。上畑とは収量水準や生産条件が優れている畑。中畑が収量水準や生産条件が標準的な畑。下畑とは収量水準や生産条件が標準より劣る畑。

という形で見ていただいていいと思います。その他に書いてありますが、耕作目的の農地の価格の評価は不動産鑑定評価法の適用から除外されており、地価公示などの公的指標がないため本調査結果は、施策立案のみならず、農業金融機関における農地の評価や、国有財産売り払いの価格算定基礎などの貴重なデータとして活用されています。法的な水準や評価する方法がないので、農業委員会でこういうふうに調査したこの表が、いろんな金融機関とか国の方で参考とされておりますので申し添えます。昨年までの3段階での価格表を今日持ち帰っていただいて、字での話し合いや区長、常会などで話してもよろしいですし、その辺は皆さんにお任せいたします。提出期限は7月23日水曜日までに農業委員会事務局に報告をしてください。よろしくお願いします。以上です。

○野村会長

次。公務災害補償制度の加入について。

○先山主査

A3の1枚紙ご覧ください。毎年皆さんが公務される際に、けがや事故に遭ったときの備えとして、公務災害補償制度に加入していただいております。1年の更新なので、今年も10月1日から新規加入しますが、昨年は、保障内容と保険料というところ、加入方法について4.補償内容と保険料は、1口2,000円の保険料のC型で皆さん加入していただきました。2口希望されたら4,000円になるんですけども3ページ目に保険金支払い事例など書いてあります。入院通院事例にパトロール中に転倒打撲した時にも出ます。公務中のパトロールや役場に来る途中や農業委員会の仕事をしてる時に事故起こした時にはこれが適用されると思いますので、できるだけ皆さんに加入していただきたいんです。加入される方は、今年7月の報酬で引かせていただきたいです。よろしくお願いします。

○野村会長

どうしますか。去年通りでよろしいですか。皆さんよろしいですか。

(はいの声)

はい。わかりました。去年通りでお願いします。

続いて、次期総会が7月の23日、9時から、ここで行います。議案締め切りが7月の15日、現地確認が16日。議案発送が17日となります。以上です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和7年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .